


電子申請をご検討されている事業主の皆さまへ

## 『雇用保険電子申請アドバイザー』をご利用ください

都内7か所のハローワークには、「雇用保険電子申請相談コーナー」が設置され、社会保険労務士資格を持った専門のアドバイザー(「雇用保険電子申請アドバイザー」)が、電子申請に関する相談を承っています。また、事業所に訪問させていただき、電子申請利用のためのパソコンの環境設定支援や電子申請  の体験入力(デモンストレーション)も行っております。

### ●雇用保険電子申請アドバイザー配置一覧

配置安定所名	FAX番号	管轄安定所	管轄事業所所在地
飯田橋所	03-3812-6139	飯田橋所・上野所	千代田区・中央区・文京区・大島、三宅島、八丈島などの島しょ地区 ・台東区
品川所	03-3453-1620	品川所・大森所	港区・品川区・大田区
渋谷所	03-3476-3833	渋谷所・三鷹所	渋谷区・世田谷区・目黒区・三鷹市・武蔵野市・西東京市 ・東久留米市・清瀬市
新宿所	03-3200-8694	新宿所・町田所・府中所	新宿区・中野区・杉並区・町田市・府中市・稲城市・多摩市・調布市 ・狛江市
池袋所	03-3981-4198	池袋所・王子所・足立所	豊島区・板橋区・練馬区・北区・足立区・荒川区
木場所	03-5245-5072	木場所・墨田所	江東区・江戸川区・墨田区・葛飾区
立川所	042-524-3013	立川所・八王子所・青梅所	立川市・国立市・小金井市・昭島市・小平市・東村山市・国分寺市 ・東大和市・武蔵村山市・八王子市・日野市・青梅市・福生市 ・あきる野市・羽村市・西多摩郡

※アドバイザー配置安定所以外の事業所にも管轄担当のアドバイザーが訪問し、ご相談させていただきます。まずは下記事項をご記載の上、本票をそのままFAX送付してください。後日アドバイザーよりご連絡させていただきます。

企業名			
所在地			
連絡先	電話		適用事業所番号
ご担当者	部署名		氏名
※備考(相談内容など)			

電子申請アドバイザー  
FAX依頼書